厚岸町中小企業の振興のための施策体系図

中小企業の振興

＜中小企業者等の役割＞
(1)経営・取引条件の向上
(2)地場産品の利活用
(3)施策への協力
(4)地域社会との調和
(5)児童生徒への職業体験機会の提供等
(6)基本理念の実現への主体的な取組

＜町の役割＞
(1)施策の策定、実施
(2)工事等の受注確保
(3)児童生徒への職業体験機会の提供等

＜大企業者等の役割＞
(1)中小企業者等との連携、協力
(2)施策への協力
(3)地場産品、町内商工業サービスの利用

＜町民の役割＞
(1)中小企業の振興、発展への協力
(2)地場産品、町内商工業サービスの利用

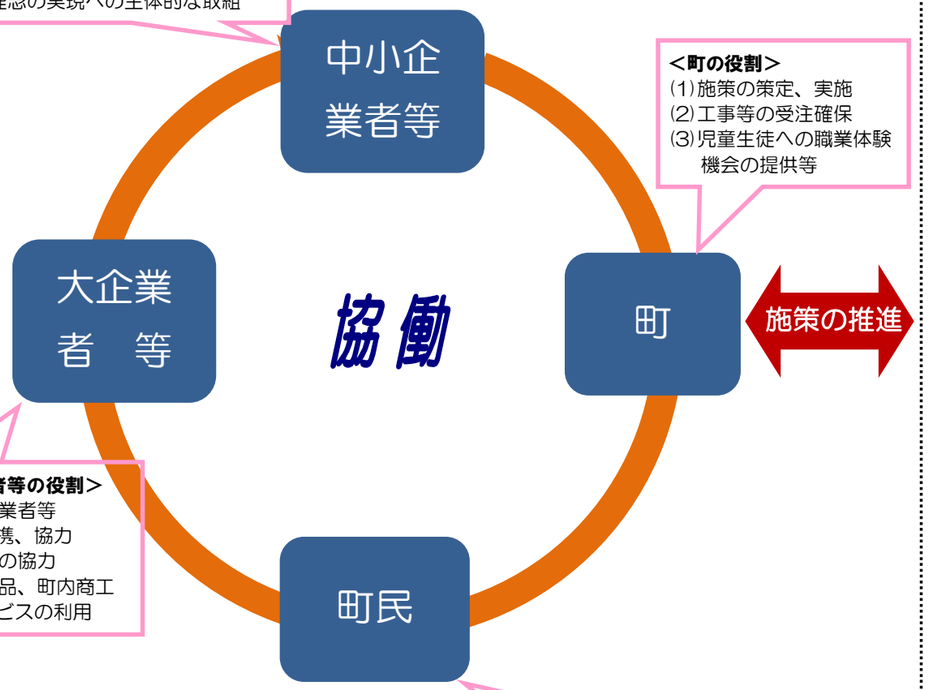

中小企業振興施策の策定

町

中小企業振興会議

中小企業振興基本条例に基づき設置する組織で、中小企業振興施策について、調査審議することを目的とします。
構成員は、中小企業者、中小企業団体、消費者及び識見を有する者のうちから町長が委嘱し、人数は１０名以内、任期２年です。

中小企業振興戦略会議

役場内部に設置する組織で、
・中小企業振興施策の策定及び実施の検討
・まちづくり応援隊から提案された施策について熟度を高め、実現の可能性を検討します。

まちづくり応援隊

町内の中小企業者などが構成員となる組織で、以下の事項を備えていることが条件です。
・組織の設置要綱と構成員名簿を備え、事務局を有し、常時連絡が可能であること
・宗教的・政治的な組織でないこと
・自ら提案した「中小企業振興施策」について、提案事項の内容を説明でき、かつこれを推進する意志を持っていること
※この組織はあらかじめ届出書を町に提出する必要があります。

まちの産業・経済を活性化

「暮らしに豊かさ実感できるまち」へ